明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　一
〔告　示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一四八三）　八
〔人事異動〕
農林水産省　林野庁　水産庁　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和五年度衆議院共済組合の決算、税理士登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分、地方職員共済組合役員の異動関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五二

省令

○農林水産省令第四十三号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十九第二項、第三十条の五第一項ただし書及び第三十六条第七項並びに第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百二十五条の五第三項並びに第五十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ・ロ　（略） 二　（略） 2～4　（略） **第百五十七条**　法第三十六条第七項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。 一・二　（略） 2・3　（略） 4　提供決算関係書類に表示すべき事項（次に掲げるものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第百六十三条から第百六十三条の三までにおいて同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。 一　財産目録又は計算書類 二　事業報告に表示すべき事項のうち次に掲げるもの以外のもの イ　第百三十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第百三十九条第一号から第七号までに掲げる事項（同条第三号ホからチまでに掲げる事項を除く。） ロ　（略） 三　（略） 5　（略）	（情報通信の技術を利用する方法） **第十九条**　法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（法第十六条第四項及び第四十三条の三第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。） イ・ロ　（略） 二　（略） 2～4　（略） **第百五十七条**　法第三十六条第七項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の規定により組合員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。第四項において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。 一・二　（略） 2・3　（略） 4　提供決算関係書類に表示すべき事項（次に掲げるものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項及び第百六十三条から第百六十三条の三までにおいて同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。 一　注記表 二　事業報告に表示すべき事項のうち次に掲げるもの以外のもの イ　第百三十八条第一項第一号から第五号まで及び第百三十九条第一号から第七号までに掲げる事項 ロ　（略） 三　（略） 5　（略）

6　第四項の規定により提供決算関係書類に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監事又は会計監査人が、現に組合員に対して提供された決算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした決算書類の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事（経営管理委員設置組合にあっては、理事又は経営管理委員）に請求したときは、理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）は、その旨を組合員に対して通知しなければならない。

7　理事は、提供決算関係書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第百六十三条の四　法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　第百三十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第百三十九条第一号から第七号までに掲げる事項（同条第三号ホからチまでに掲げる事項を除く。）

ロ　（略）

三　法第三十六条第七項に規定する財産目録又は計算書類に記載され、又は記録された事項

四　（略）

2　（略）

附　則

（役員等の兼職が認められる場合の特例）

第一条の二　（略）

2　（略）

3　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の常務に従事する理事（医師及び歯科医師に限る。）についての第七十九条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、「組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事」とあるのは、「組合の常務に従事する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）の理事を除き、医師及び歯科医師に限る。）」と、同号ハ中「農業の振興を目的とするもの」とあるのは、「農業の振興を目的とするもの若しくは良質かつ適切な医療の効率的な提供及び法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の当該事業の円滑化に寄与するもの」と、同号ホ及びト中「又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするもの」とあるのは、「若しくは農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするもの又は良質かつ適切な医療の効率的な提供及び法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の当該事業の円滑化に寄与するもの」と、同号ヘ中「農業の振興を目的とするもの」とあるのは、「農業の振興を目的とするもの又は良質かつ適切な医療の効率的な提供及び法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の当該事業の円滑化に寄与するもの」と、同号ル中「農業を営む場合（他に当該農業に常時従事している者がいる場合に限る。）」とあるのは、「農業を営む場合（他に当該農業に常時従事している者がいる場合に限る。）又は医師若しくは歯科医師の職務に従事する場合（当該職務に従事する時間が当該農業協同組合連合会における勤務時間に比して著しく短い場合に限る。）」とする。

6　第四項の規定により決算書類に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監事又は会計監査人が、現に組合員に対して提供された決算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした決算書類の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事（経営管理委員設置組合にあっては、理事又は経営管理委員）に請求したときは、理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員。次項において同じ。）は、その旨を組合員に対して通知しなければならない。

7　理事は、決算書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を発出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第百六十三条の四　法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　第百三十八条第一項第一号から第五号まで及び第百三十九条第一号から第七号までに掲げる事項

ロ　（略）

三　計算書類に記載され、又は記録された事項（注記表に係るものに限る。）

四　（略）

2　（略）

附　則

（役員等の兼職が認められる場合の特例）

第一条の二　（略）

2　（略）

（新設）

４　法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の常務に従事する理事（医師及び歯科医師に限る。）についての第七十九条第一項第三号の規定の適用については、当分の間、「経営管理委員設置組合の理事　次に掲げる場合（報酬を受けない場合に限る。）」とあるのは、「経営管理委員設置組合の理事（医師及び歯科医師に限る。）　次に掲げる場合」と、同号イ中「第一号ハ、ニ又はホ」とあるのは、「第一号ハ、ニ、ホ又はル」と、同号ロ中「第一号ヘ又はトに掲げる場合（会長、理事長その他の当該法人の長となる場合を除く。）」とあるのは、「第一号ヘ又はトに掲げる場合」とする。

５　前二項の場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）
出席正組合員数（又は出席総代数）	（略）	
	書面	
	電磁的方法	
	計	
（略）		
（略）		

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない組合にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）
出席正組合員数（又は出席総代数）	（略）	
	書面	
	電磁的方法	
	計	
（略）		
（略）		

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない組合にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑻　（略）

第２～第16　（略）

（新設）

（新設）

別紙様式第６号(1)（第202条第３項第１号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　組合の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）
出席正組合員数（又は出席総代数）	（略）	
	書面	
	（新設）	（新設）
	計	
（略）		
（略）		

ロ　臨時総会（又は臨時総会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）
出席正組合員数（又は出席総代数）	（略）	
	書面	
	（新設）	（新設）
	計	
（略）		
（略）		

⑵～⑻　（略）

第２～第16　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑻　（略）

第２～第14　（略）

別紙様式第７号(1)（第202条第３項第２号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

⑵～⑻　（略）

第２～第14　（略）

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

別紙様式第８号(1)（第202条第３項第３号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

２　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第９号(1)（第202条第３項第４号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数 （又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数 （又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑼　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数 （又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　　年　　月　　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数 （又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

⑵～⑼　（略）

第２～第13　（略）

別紙様式第10号⑴（第202条第３項第５号関係）

（略）

第１　事業概況書

１　（略）

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号㈠、別紙様式第七号㈠、別紙様式第八号㈠、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第十号㈠の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。